

牌もあるとのことであるが、これも今直ちにそれに關する解説を接手し難い。

即ち余輩の知るところは上掲の諸牌の中、(一)素(平)銀牌、(二)虎頭金牌か、もしくは虎頭牌類中の一種及び、(三)虎頭銀牌か、もしくはマルコ・ポロのいふ獅頭銀牌かの三種に過ぎない。然しながら金牌即ち素金碑或は平金牌といふものと素(平)銀牌との相違は單に地質の相違に外ならぬであらうから、必ずしもその形狀を推知し得ないではない。さうすれば從來全く知り得なかつた類に屬するものは、海青牌及び圓牌と稱せらるゝものである。

ロ 海青牌制定の時期

海青牌が何時制定せられたかに就いては明かにこれを記してあるものがない。元史卷百十八特薛禪傳に、その孫に當る唆兒火都の事績を記し、

唆兒火都者亦按陳之子^{ナリ}。以^テ從征功^一。在^ニ太祖朝^一。遙授^ニ左丞相^一。爲^ニ千戶^一。仍賜^ニ塗金銀章及金銀字海青圓符^一。五驛馬券六^一。

と見えるのがその初出である。箭内博士はこゝに記されてある金銀字海青圓符と海青圓符との兩者に區別し、而して太祖の時に海青牌のあつたことは他に全く所見が無いといふ理由でこの記事を怪しみ、また金銀字圓牌といふのは、世祖の至元二十一年以後に制定されたものであると見るが爲に、またこの記事を信ず可らずとしてゐる。けれども唆兒火都に圓符を賜うたといふ記事は、たゞこゝに記されてあるだけでなく、元史同傳にはこれに續いて唆兒火都の子阿哈駙馬の事績を記し、その中に